

利益相反防止のための自己申告等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人福祉ワーカーズほーぷ（以下「この法人」という。）の役職員の利益相反に該当する事項についての自己申告に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 この規程は、この法人の理事及び職員(以下「役職員」という。)に対して適用する。

(自己申告)

第3条 役職員は、名目又は形態の如何を問わず、その就任後、新たにこの法人以外の団体等の役職を兼ね、又はその業務に従事すること(以下「兼職等」という。)となる場合には、事前に代表理事に書面で申告するものとする。

2 前項に規定する場合のほか、この法人と役職員との利益が相反する可能性がある場合(この法人と業務上の関係にある他の団体等に役職員が関係する(兼職等を除く。)ことによってかかる可能性が生ずる場合を含むが、これに限られない。)に関しても前項と同様とする。

3 役職員は原則として、利益相反に相当する行為を行ってはならず、やむを得ない理由によりかかる行為を行う場合には、事前に代表理事に書面で申告するものとする。

(定期申告)

第4条 役職員は、毎年 3 月に当該役職員の兼業等の状況その他前条の規程に基づく申告事項の有無及び内容について代表理事に書面で申告するものとする。

(申告後の対応)

第5条 前 2 条の規程に基づく申請を受けた代表理事は、申告内容の確認を徹底した上申告を行った者が理事である場合にはそれ以外の理事と、監事である場合は理事とそれぞれ協議の上、必要に応じ、速やかに当該申告を行った者に対して、この法人との利益相反状況の防止または適正化のために必要な措置(以下「適正化措置」という。)を求めるものとする。

2 前項にもかかわらず、第 3 条 4 項に規定する場合、申告を受けた代表理事又は、事務局と連携して申告内容の確認を徹底した上、必要に応じ、速やかに当該申告を行った代表理事に対し適正化等措置を求めるものとする。

(申告内容及び申告書面の管理)

第6条 第3条又は第4条の規程に基づいて申告された内容及び提出された書面は、事務局にて管理するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は理事会の議決による。

付 則

本規程は、2023/10/1から実施する。